

忘れずに申告しましょう

# 市県民税の申告は 3月15日(水)までです。

平成29年1月1日現在、仙北市にお住まいの方は、仙北市に前年中（平成28年1月1日から12月31日まで）の収入状況を申告しなければなりません。申告書用紙は1月下旬から税務課、各地域センターおよび出張所の窓口へ備えつけますので、3月15日(水)までに申告してください。

なお、2月6日(月)から3月15日(水)まで次のとおり申告相談日を設けますので、ご利用ください。

※申告相談は本人の自己申告を元に申告書の作成、相談に応じるものです。必要な資料等をお持ちいただけない場合には、申告書を作成できないことがあります。  
※農業・営業・不動産収入がある方は、「収支内訳書」をあらかじめ作成してから、会場にお越しください。作成されていない場合は、申告相談をお受けできません。

**次の方は原則  
市県民税の申告が  
必要ありません**

- ① 税務署に確定申告書を提出する方
- ② 給与収入のみの方で、勤務先で年末調整を済ませた方（ただし、各種控除の適用を受けようとする方は除きます）

**収入が全くない方も  
申告の必要があります**

申告をしないと、公営住宅入居・児童手当・保育園入園・公的年金・事業資金の融資等の申請に必要な住民税の課税・非課税証明書の交付や、国民健康保険税の軽減制度が受けられませんのでご注意ください。また、非課税年金（障害年金、遺族年金等）受給者についても申告が必要です。

問合せ：税務課（田沢湖庁舎）☎43-1117

## 医師や看護師を目指す学生の皆さんへ 修学資金を「活用」ください

【問合せ】保健課（市立角館総合病院内、修学資金担当）☎（54）2111

将来、仙北市内の指定医療機関（角館総合病院、田沢湖病院、診療所等）に勤務を希望する学生に修学資金を貸与することにより、学生の修学を容易にし、仙北市内の医療従事者の充実に資することを目的としています。

- 募集職種：人数／医師1人、看護師3人
- 貸与対象者／
  - ① 大学や専門学校等に入学する予定の方
  - ② 大学や専門学校等に在籍している方
- 貸与月額／医師20万円、看護師5万円
- 入学一時金／医師（最大）800万円、看護師10万円
- 返済免除／義務年限（貸与期間の2分の3）の指定医療機関勤務で返済免除
- 申込締切／2月13日(月)必着
- 面接日／2月22日(水) 14時30分受付開始
- 応募書類と資料／問合せ先へ請求または仙北市ホームページよりダウンロードできます。
- 貸与条件等／詳細は仙北市ホームページをご覧ください。

## 平成29年度中に 浄化槽設置を予定している皆さんへ

【問合せ】下水道課（西木庁舎）☎（43）2296

仙北市では、生活雑排水対策としてコンパクトで設置が容易な合併処理浄化槽（個人設置型）の設置を推進しています。下水道や集落排水等の予定がない区域で合併処理浄化槽（生活雑排水とし尿を処理）を設置する方に、予算の範囲内で費用の一部を補助金として交付します。設置後

の維持管理は自己負担で行い、負担金と毎月の使用料は発生しません。設置を予定している方は、お申し込みが必要です。詳しくは下水道課にお問い合わせください。  
※この事業は、予算の範囲内で実施されますので、予算執行の状況により年度途中で事業を終了する場合があります。

## 夜間納税窓口を 開設します

【問合せ】税務課  
（田沢湖庁舎）☎（43）1117

日中、仕事などで市税を納めることができない方のために、夜間納税窓口を開設します。

また、諸事情により市税を納めることが困難な方のために納税相談窓口も併せて開設しますので、お気軽にご相談ください。

● 日時／  
1月31日(火) 17時15分～19時

前にご連絡ください。  
● 場所／税務課、角館・西木地域センター  
※正面玄関からお入りください。  
● 平成29年1月31日納期限の税目／国民健康保険税  
（普通徴収）第7期  
（普通徴収）第7期  
（後期高齢者医療保険料）（普通徴収）第7期  
※口座振替も納期限と同日ですので、前日まで通帳の残高をご確認ください。

## 下水道施設はみんなの財産 大切に使いましょう 下水道施設の適正な利用について

【問合せ】下水道課（西木庁舎）☎（43）2296

公共下水道や農業集落排水施設等の下水道施設に異物が混入すると機械が故障し、その復旧費用は結果的に使用者の皆さんの負担となります。布類やティッシュなど水に溶けないものは流さないでください。また、油類を流すと管路が詰まり、処理場で水処理ができなくなりますので、リサイクルやゴミとして処理してください。宅内枳は定期的に掃除してください。そのままにしておくと、下水管の詰まりや悪臭の原因になります。

下水道施設に混入する異物には次のようなものがあります。

トイレ	ティッシュ、布類、紙おむつ、衛生用品など
風呂	タオル、排水口にたまった髪の毛など
台所	油類、野菜くず、割り箸、スプーンなど

平成 29 年度市県民税 申告相談日程表 (2月6日～3月15日)

	日	月	火	水	木	金	土
受付日時		2/6 9:00 から 15:00 まで	7 9:00 から 16:00 まで	8 9:00 から 16:00 まで	9 9:00 から 16:00 まで	10 9:00 から 16:00 まで	11 実施しません
対象地区		田沢地区全域	生保内地区全域				
相談会場		田沢交流センター	田沢湖総合開発センター				
受付日時	12 9:00 から 15:00 まで	13 9:00 から 16:00 まで	14 9:00 から 16:00 まで	15 9:00 から 16:00 まで	16 9:00 から 15:00 まで	17 9:00 から 15:00 まで	18 実施しません
対象地区	生保内地区全域	神代地区全域			上生保内地区全域		
相談会場	田沢湖総合開発センター	神代就業改善センター			紙風船館		
受付日時	19 実施しません	20 9:00 から 16:00 まで	21 9:00 から 15:00 まで	22 9:00 から 16:00 まで	23 9:00 から 16:00 まで	24 9:00 から 16:00 まで	25 実施しません
対象地区		生保内地区全域		西明寺地区			
相談会場		生保内公民館		西木総合開発センター			
受付日時	26 9:00 から 11:30 まで	27 9:00 から 16:00 まで	28 9:00 から 11:30 まで	3/1 9:00 から 16:00 まで	2 9:00 から 11:30 まで	3 9:00 から 16:00 まで	4 実施しません
対象地区	西明寺地区	中川地区		白岩地区		雲沢地区	
相談会場	西木総合開発センター	中川集落センター		白岩集落センター		雲沢集落センター	
受付日時	5 9:00 から 16:00 まで	6 9:00 から 11:30 まで	7 9:00 から 16:00 まで	8 9:00 から 16:00 まで	9 9:00 から 16:00 まで	10 9:00 から 16:00 まで	11 実施しません
対象地区	雲沢地区	角館町内全域					
相談会場	雲沢集落センター	角館交流センター					
受付日時	12 9:00 から 16:00 まで	13 9:00 から 16:00 まで	14 9:00 から 16:00 まで	15 9:00 から 16:00 まで			
対象地区	角館町内全域						
相談会場	角館交流センター						

対象地区ごとに日数を調整しています。  
なるべくお住まいの地区の相談会場での申告をお願いします。

問合せ：税務課(田沢湖庁舎) ☎ 43-1117

各会場の初日の午前中は特に混雑しますので、待ち時間が長くなることをご了承ください。  
また、3月7日以降は大変混み合うことが予想されますので、早めの相談をお願いします。



障がい者に準ずるまたは寝たきりと認められる方は、所得税法や地方税法の障害者控除を受けることができます

確定申告などの際に「障害者控除対象者認定書」を掲示することで障害者控除を受けることができます。必要な場合は次の場所申請してください。なお、障害者控除の適用を受ける年の12月31日現在の状況により発行するものです。

対象者：次の要件をすべて満たす方

- ① 65歳以上で要介護認定者のうち一定の条件にあてはまる方
- ② 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方
- ③ 控除を受ける本人または扶養親族が所得税や市・県民税課税の方

寝たきりの方のおむつ代が医療費控除の対象になります

傷病により概ね6か月以上寝たきりの方のおむつ代は医療費控除として申告できますが、医師の証明書が必要です。

◎おむつ代の医療費控除を受けるのが初めての場合は、市役所窓口備付の「おむつ使用証明書」用紙にかりつけ医師から証明をもらい、おむつ代領収書を添付して申告してください。

◎おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の場合、介護保険法の要介護認定を受けている方は、大曲仙北広域市町村圏組合管理者が発行する証明書を「おむつ使用証明書」に代えることができますので、必要な場合は次の場所申請してください。



申請窓口：長寿支援課または各地域センター、出張所

問合せ：長寿支援課(西木庁舎) ☎ 43-2281

申告相談に持参するもの

- ① 申告する方全員のマイナンバーがわかるもの
- ② 申告する方全員の身元が確認できるもの
- ③ 印鑑
- ④ 収入額等を証明するもの
- ⑤ 各種控除の適用を受ける際の証明となるもの

申告書用紙について

申告書用紙の事前送付はしていません。各庁舎・出張所の窓口にて備えていますのでご利用ください(仙北市ホームページからもダウンロードできます)。  
農業や事業を営んでいる方で青色申告をされている方は、申告相談での申告書の作成ができませんので、直接税務署に申告してください。

※医師等が発行する証明書(おむつを使う必要がある方) 福祉事務所が発行する「障害者控除対象者認定書」(障がい者に準ずるまたは寝たきりと認められる方)

※所得税の還付を受ける場合は、「源泉徴収票」や「各種領収書等」の添付が義務付けられています。ない場合は還付が受けられませんので、必ず事業所等から交付を受けてから申告相談にお越しください。  
※所得税の還付金は口座振込になりますので、還付先として指定する金融機関の口座がわかるものを用意してください。